

The NEXT

令和6年5月号

https://www.kbkbeauty.jp
www.facebook.com/kbkbeauty

神奈川県美容業生活衛生同業組合発行 ■ 令和6年5月15日 (毎月1回15日発行) ■ 発行人/澤飯廣英・編集人/中野利彦
〒231-0058 横浜市中区弥生町2-15-1 ストークタワー大通り公園Ⅲ202号 TEL (045)261-0131(代表)・FAX (045)250-0144 mail:kbk@kbkbeauty.jp

6年度事業計画案審議

理事会 予算案承認

KBKは4月23日、KBK研修スタジオで令和6年度第1回理事会を開き、議案を審議、いずれも承認可決しました。

- ① 書面臨時総代会について(別項)
- ② 令和5年度事業報告

及び決算報告について
③ 令和6年度事業計画案・予算案について(年間スケジュール(案))

ZENBIの件他)
④ 令和6年度通常総会について(別項)

5月28日に総会

新役員を選出

KBKは3年に一度の令和6年度通常総会を5月28日(火)、横浜市開

港記念会館ホールで開催します。議案次のとおり。
① 令和5年度事業報告
② 令和5年度収支決算報告
③ 剰余金処分の件

全美連の賦課金増額に伴い KBK組合費を改定

KBKでは、このほど理事会の承認を経て書面臨時総代会を開き、賦課金月額100円をKBK組合費(全美連賦課金含む)に上乘せすることを

令和6年度 雇用保険料率のご案内(令和5年度と変更はありません)

① 給与天引きで従業員が負担	② 事業主が負担	①+② 雇用保険料率
6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000

- ④ 令和5年度決算監査報告
- ⑤ 任期満了に伴う新理事・新監事・新総代承認(別室で臨時理事入会)
- ⑥ 新理事長選任報告
- ⑦ 令和6年度事業計画案
- ⑧ 令和6年度予算案
- ⑨ 令和6年度借入金限度額
- ⑩ 振興計画の変更認定申請

退任ご挨拶



此度、長きに渡り努めさせて頂きました理事長の職を辞することになりました。

在任中は、役員をはじめ組合員の皆様には大変お世話になり誠に有難うございます。心より感謝申し上げます。さて平成21年より通算

新役員・次世代に期待

KBK理事長 澤飯廣英

4期、12年間、様々な出来事がありました。大成功を収めた全国大会、そして事務所の移転もありました。しかし、コロナの世界的蔓延による事業の停滞は、大きな痛手として残りました。特に日本に於ける2回目の世界大会と全国大会の併催を断念せざるを得なかったことは、残念の極みと言えましょう。

初めて経験するコロナの恐怖は、美容界はもとより組合員の皆様にも大きな負担となったことと思います。ただ、これによって助け合う連帯感が増したように感じました。

私自身も、皆様のご期待に沿えない部分も多々あったこと存じますが、何卒お許し頂ければ幸いです。本当にありがとうございました。

組合の今後の一層の発展を心から祈念し、退任の挨拶いたします。令和6年5月

KBKの主な事業

- (3月)
 - ▽19日(火) 県生衛指導センター評議委員会(県中小企業共済会館)
 - ▽27日(水) 県生衛指導センター事務局長会議(県中小企業共済会館)
- (4月)
 - ▽5日(金) KBK月末監査(KBK事務局)
 - ▽8日(月) KBK常任理事会(K

BK研修スタジオ)、湘南ブロック50周年記念式典(グランドホテル神奈中平塚)

組合加入 (4月15日まで)

- ▽金沢支部 松尾純一(ジャストビューティ株式会社)
- ▽港北支部 早瀬浩之(クレメンティア・ヘアー)
- ▽藤沢支部 大川颯太郎(Koti)

佐川宗祐(hair Works circle)
▽茅ヶ崎支部 若原朱里(Magmifique)

▽直加入 重田悠作(Legit)

5月1日現在組合員1292名

労働保険のお知らせ

令和6年度・労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、**6月3日(月)~7月10日(水)**です。

《年度更新申告書は、5月末頃に発送予定です》

正しい申告のために……早めにご準備を。



詳しい内容はこちらから ⇒

申請は便利な電子申請で! 労働保険の電子申請

お問い合わせは、
神奈川県労働局 総務部 労働保険徴収課……電話 045-650-2803

2023.7 DEBUT

MINIMAL SALON UNIT **ONE**

ONE CHAIR, for ALL.

この一台は、
すべてを叶える。

MINIMAL SALON UNIT ONE の製品情報はこちらから
https://www.tb-net.jp/product/shampoo/one.html

美しい人生を、かなえよう。

TAKARA BELMONT お客様センター ☎0120-596-348

NEXT倶楽部

目からウロコの講義

カメラ講座にご参加頂いた皆さん、ありがとうございました。講座を受けてから見方が広がり、少し違った視点で写真の世界を捉える事が出来るようになってきているのではないかと思います。

私自身も目から鱗の講義でした。基本的な知識を学び、ポイントとする部分を押さえてシャッターを切る事により、格段に違いが生まれたのを覚えています。



受講者の方々にもそういった感動や関心が例に漏れずあったのではないのでしょうか。受講後には皆さん各々の目標、課題を見つけて頂いたようで、実りの多い講座になれた事を大変嬉しく思います。

NEXT側でもこういった感想を頂いた事を励みに、また我々の課題として今後の企画に反映できるよう努めて参ります。カメラ講座の次回企画の際にはご案内致します。今後ともよろしくお願い致します。

次号は講師からのメッセージも掲載できたらと思っています。

おくやみ (4月15日まで)

- ▽藤沢支部 秋元薫様(組合員)
- ▽厚木支部 福田一枝様ご主人



春の日帰りバス旅行

県講師会富士サファリパークへ

県美容講師会(アズアズ)では3月26日、昨年引き続き春の日帰りバス旅行を挙行。当日はあいにくの雨模様でしたがバスの中ではビンゴ大会、じゃんけん大会と大いに盛り上がりました。最初に向かったのは富士サファリパーク。雨で少し動きの鈍い動物もいましたが、活発なものもいました。

厚生労働省では、このほど「デジタル化による生産性向上のすすめ/美容編」と題した冊子を発行しました。



現在、生衛業にデジタル化の波が押し寄せており、消費者は老若男女を問わず、モバイル端末を所有し、情報収集から購買までインターネットを利用した消費が活発化しているとしています。内容は次のとおりです。

- ①生衛業を取り巻くデジタル化の波
- ②生衛業におけるデジタル化のメリット
- ③デジタル化の進め方
- ④美容業の経営の課題とは?
- ⑤美容業の経営課題解決に向けたデジタル活用ヒント
- ⑥お役立ち情報

「Sマーク」登録期間中です



Sマーク登録店の標識

標準営業約款制度「Sマーク」は、消費者の皆様にご利用いただく際の安全・安心の目印です。現在、令和6年8月期の登録期間中です。ご希望の方はKBK事務局までご連絡下さい。申し込み締め切りは令和6

支部の情報を
お寄せ下さい

年5月31日まで。

▽新規登録料(標識代を含む)9900円(有効期間3年)

▽再登録料(以降5年ごと更新)3660円(有効期間5年)

※登録者には日本政策金融公庫融資の振興事業貸付において適用金利のメリットがあります。

・Sマーク専用ホームページ <https://s-mark.jp/>

myアートの

「爽快」



松本 勝代 川崎・マツモト美容室

●作品募集 ヘアスタイル画、絵、書、風景、花、ペット、造型作品の写真など。掲載は墨一色。KBK広報部まで随時。

昼食は時之栖で食べ放題飲み放題。皆さんお腹いっぱいになりました。

厚生労働省 デジタル化冊子発行

天候の方はいまいちでしたが皆さん大変楽しんだようでした。(教務/初山充)

KBK組合員の種類

名称	メリット
①組合員	美容所賠償保険 互助会
②代理組合員	正会員に該当 組合員に代位して組合事業に関する一切の行為の権限を有する
③組合員(支店)	美容所賠償保険 互助会
④直加入	美容所賠償保険 互助会
⑤直加入(支店)	美容所賠償保険、互助会
上記①~⑤ 福祉共済、休業補償、労働保険は任意でご加入いただけます。	
⑥名誉会員	KBKで10年以上の資格を有し70歳以上 後継者を組合員とすること 事業の参加
⑦サポート会員	コンテストへの参加 セミナーへの参加 情報提供(機関紙)

●団体「所得補償保険」のお申し込みは
東京海上日動火災保険株式会社
代理店 シーガル
フリーダイヤル 0120-041149

全美連独自の共済制度による保障

特別給付金制度

- 結婚祝金 1口2万円~5口10万円
- 第1子誕生祝金 1口2万円~5口10万円
- 子供誕生祝金 第2子より2万円
- 人間ドック補助金 1万円(1万円未満は実費・40歳以上の方・4月から翌年3月までの年1回)
- 入院療養見舞金 2万円(継続5~29日以下入院)、5万円(継続30日以上入院)・4月から翌年3月までの年1回

6. 銀婚祝金 2万円(入籍後25年)
7. 金婚祝金 5万円(入籍後50年)
8. 還暦祝金 1万円(満60歳)
9. 古希祝金 1万円(満70歳)
10. 配偶者死亡弔慰金 3万円(加入後1年を経過しなくても給付)
11. 子供死亡弔慰金 3万円(14歳7ヶ月未満の被扶養者)
12. 長寿祝金 10万円(80歳6ヶ月を超えて脱退した方および自動脱退になった方)

・共済加入1年後から上記の事由が生じたときに請求できます。
・請求権は、事由が生じた日から1年間です。

加入申し込みはKBK事務局045-261-0131へ

一人でも多く組合員の加入勧誘を!